

## 市史講座第7回ミニレポート

10月19日(土)第7回の講座が開かれました。

第1部：「出雲国府の実像」(講師: 東京大学大学院人文社会系研究科教授 佐藤信 先生)



佐藤先生は、古墳時代から律令国家が形成されていく過程で、地方豪族は地域的君主の性格をもつ国造(クニノミヤツコ)から、中央から令制国に派遣される国司の下位に位置する評司・郡司という地方官僚となっていたが、地方豪族各層は自らの在地支配権の確認・拡充を求めて評司・郡司任命を競望したとされました。

また、国府という地方官衙(役所)には、儀礼・饗宴といった公的な機能のみならず、寺院・神社といった宗教・祭祀、手工業生産、交通など多種多様な機能があり、それらの機能を果たすために様々な施設が集まっていたことから、国府の歴史的景観を復元して全体像を把握することが大切であるとされました。

そして、この出雲の国府には条里制水田の歴史的景観が今でも残っており、全国的にみても国府の歴史的景観の復元にもっともふさわしい場所であるとされ、八雲立つ風土記の丘展示学習館にある出雲国府とその周辺の1/1,000 模型をぜひ見てほしいとのことでした。

さいごに、地方社会の古代史を解明することで、より豊かな日本古代史像を描くことができるとし、出雲は風土記が唯一完本で残るなど、その魅力にあふれていることなどをお話しされました。

## 第2部：「八束郡の外海漁業と漁業組合」(講師：島根大学生物資源科学部教授 伊藤康宏 先生)

伊藤康宏先生は「外海漁業と八束郡の漁業組合」と題して、島根県八束郡を事例に近代の漁業組合の事業展開について講演されました(以下はその概要です)。

近代島根県の漁業では、片江底引船団(八束郡片江村)に代表される二艘曳機船底曳網漁業が考案され全国に普及するなど、画期的な技術革新が生まれたことが大きな特徴でした。その中で八束郡の外海水産業は漁業生産高・漁獲金高において県内でも大きな比重を占めていました。

漁業組合は1901年4月公布の漁業法や、翌年5月公布の漁業組合規則によって漁業権管理団体として法的に定められ、さらに1910年4月の改正漁業法によって共同施設事業などの

経済活動も行える団体となりました。一方で、島根県では戦前期の計四回の殖産計画の中で漁業組合事業の整備・促進が図られ、町村でもこれを受けて水産振興を図りました。

こうした漁業組合に関する法的環境が整っていく中で、県内の漁業組合の実態はというと、多様な共同施設事業を行う少数の組合も現れるものの、大半の組合は漁業権の管理を行うのみの従来通りの組合に留まっていました。

そして、1933年3月の漁業法改正により、漁業組合を出仕責任制の漁協に改組することが可能となりました。島根県では1939年の段階で全133のうち70の漁協が改組し、改組組合は共同施設事業を活発に行っていました。改組組合のうち多古浦漁業組合(八束郡野波村多古浦)は、その「事業報告書」を見ると、小規模ながらも養殖・加工・遭難防止・救恤・運搬等々の多種多様な事業を行っていることがわかります。同漁協はこうした多角経営で得た収益を内部留保として積み立てるなど経営基盤を安定させ、積極的な事業を展開していました。このように、漁業組合は漁村における「産業組合」的な機能・役割を發揮していました。

